

女性活躍推進法に基づく

公益財団法人栃木県保健衛生事業団 行動計画

仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整え、職員が健康的な職業生活を送れるよう行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8（2026）年4月1日～令和13年（2031）年3月31日

2 目標

「事業団全体の残業時間の総時間を年間25,000時間以内とします。」

（総時間を平均すると、1人あたり年間120時間以内の目標になります。）

3 取組内容と実施時期

- （1）各課に残業実績のフィードバック及び状況改善対策（令和8年4月～）
⇒残業時間の多い所属や職員について、毎月所属長によるヒアリングを実施して、要因を把握して状況の改善ができるよう対策を講ずる。
- （2）ワークライフバランスをテーマとした意見交換会の場を設ける（令和8年2月～継続中）
⇒3歳未満の子を育てる職員に呼びかけ、職員同士で育児と仕事を両立するための情報共有を行い、ワークライフバランスを意識した働き方ができる社内風土をつくり、残業時間の削減を図る。
- （3）健診現場および事務業務のDX化を推進し、業務の効率化を図る（令和8年4月～）
⇒生成AI技術の有効活用、新システムの導入等を行う。

女性活躍推進法（2016年4月施行、2035年度末までの時限立法）

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律です。

女性の職業生活における活躍に関する情報公表（令和7年度）

・管理職に占める女性職員の割合	27.3%
・採用者に占める女性の割合	
（正職員）	事務職 0%
	技術職 100%
（事務員・技術員）	事務職 71.4%
	技術員 100%